

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母と未成年の子1名）について、子が避難先の高校を卒業する平成26年3月までの避難継続を認め、同月までの精神的損害が賠償されたほか、母につき、避難先での仕事が原発事故前と異なる職種の仕事であり、収入の額も原発事故前より大幅に減少したことなどの事情を考慮し、中間収入を控除せずに平成26年3月までの就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 就労不能損害

自 平成25年1月1日 至 平成26年3月31日

(2) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

自 平成23年3月11日 至 平成26年3月31日

2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、下記のとおり、金1234万5875円の支払義務があることを認める。

記

(1) 就労不能損害

金383万5875円

(2) 精神的損害

金851万0000円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項(2)記載の損害について、申立人らの被申立人に対する直接請求に基づき金395万円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申

立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年2月25日

（仲介委員 津川哲郎）